

意見書

平成 21 年 7 月 17 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 107-8373

とうきょうとみなとくあかさかいつちょうめきゅうばんじゅうごごう  
住所 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 15 号

かぶしきがいしゃ にっけいらじおしゃ  
氏名 株式会社 日経ラジオ社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう すずき けんじ  
代表取締役社長 鈴木 健司

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）」に  
対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項目	意見
<p><b>3. 伝送サービス規律</b></p> <p>(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保に関して</p>	<p>「設備の維持義務等（※）の、具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を踏まえたうえで検討することが適当である。」（関係箇所、9ページ下から7行目）とされていることに賛成します。</p> <p>当社が放送を行っている短波帯は、特有の伝搬特性を有しています。それらの特性に因る短波放送の実情を踏まえて検討することをお願いします。</p> <p>短波は電離層の反射波を利用し、他の周波数帯の電波と異なり遠距離に到達するものですが、時間、季節および太陽黒点数の変化等による電離層の高さや電子密度の状態変化により伝ぱん状況が大きく変動します。短波は放送区域を特定の地域に限定して放送を実施することは事実上困難で、受信者は伝ぱん状況の変動により周波数を選択して聴取する必要があります。短波放送は音質が不安定であり、放送内容も限定されるため、受信者も特に積極的利用者に限られます。短波放送は全国的規模で行なわなければ多くの受信者を獲得することは困難です。</p> <p>当社は国内短波放送を行なう一般放送事業者として、全国一円を放送区域とする放送サービスで、一系統の番組の放送を行なうために、常時使用が可能である、周波数帯を異にする3波の周波数を使用しています。難聴地域解消（近距離突抜現象対策）のために1局置局し、同一周波数で運用しています。さらに、前述3波の一連の周波数によって行われる放送の内容を補完する放送を行なうために、時間帯を限定した3波の周波数を使用して一系統の番組を放送をしています。計6波の周波数割り当てを受けて放送を行なっています。予備送信機および予備電源設備を使用する場合は、それぞれ空中線電力の指定を受けています。</p> <p>電波の効率的利用という面から、「設備の維持義務等」の具体的な規定については、このような短波放送の実情を踏まえたうえで検討することをお願い致します。</p>